

○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改正後	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（利用者の保護等に関する措置として締結する履行保証金信託契約と同等の内容の信託契約に係る信託の受益権）</p> <p><u>3-5</u> 電子決済手段等取引業者が、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 48 号）第 30 条第 1 項第 6 号イの規定による利用者の保護を確保することができるかと合理的に認められる措置として、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 45 条第 1 項に規定する履行保証金信託契約と同等の内容の信託契約を締結することとする場合には、当該信託契約に係る信託の受益権については、有価証券投資事業権利等に該当しないものと取り扱うことに留意する。</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>[加える]</p>